

最寄りの避難所

※避難所一覧は地震ハザードマップ・市HPに掲載。

■一般避難所

市内の小中学校、高校、東祥アリーナ安城(市体育館)や、一部の保育園等の公共施設43カ所

■公民館避難所

地区公民館及び文化センターの計11カ所

※震度6弱以上で全避難所を開設、震度5弱・5強で必要に応じて避難所を開設します。

状況に応じて移動

福祉避難所

一般避難所や公民館避難所での共同生活が困難な障害者や要介護者等で、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所です。避難者1人につき介助者1人の付き添いが必要です。

福祉避難所受入対象者(例)

要介護3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級等

施設名	所在地
北部福祉センター	東栄町6-9
作野福祉センター	篠目町ニタ又27-1
総合福祉センター	赤松町大北78-1
西部福祉センター	福釜町西天12
桜井福祉センター	桜井町新田20
中部福祉センター	新田町新栄84-1
安祥福祉センター	安城町多門96
明祥福祉センター	和泉町大下38-1



明祥福祉センター

(避難行動要支援者)

ひとり暮らし高齢者、要介護3～5・認知症・寝たきりの人、障害のある人等

災害時(地震)はこのように避難してください!

避難行動要支援者の避難行動・基本モデルを設定しました。

自分や家族だけで避難できない人は下図のように避難してください。

☎ 社会福祉課 (71)2262

※地域の自主防災組織で決められたルールがある場合、そちらを優先してください。



一時避難場所で、避難行動要支援者の安否確認ができない場合、地域の自主防災組織や民生委員が中心となって、様子を見に行きます

一時避難場所 近所で安全な場所(公園・空き地等)

町内会の組や班で集まり、安否確認、応急救護等を行います。

※状況によっては、直接最寄りの避難所に避難する場合も想定されます。



集団で移動(原則徒歩)

自宅に戻れない場合は、最寄りの避難所へ移動します。自宅が無事な場合は自宅へ戻ります

状況に応じて移動

身体状況等により、一般避難所・公民館避難所・特定福祉避難所へ移動、入所施設や医療機関へ緊急入所・入院になることがあります

入院・入所が必要になった場合は移動

特定福祉避難所

緊急の入院や治療を必要としないが専門性の高いケアを必要とし、福祉避難所では生活が困難な人を受け入れる避難所。現在、介護施設10カ所、障害者施設8カ所と協定を締結

入院・入所が必要になった場合は移動

入所施設(※) または医療機関

(※)市外を含む特別養護老人ホーム等



あと少しですよ、がんばりましょう!

1 地域支援者や隣近所に助けを求めてください



一人では動けません。助けに来てください!

2 助けを借りながら、最寄りの一時避難場所へ避難してください



ケガはありませんか?一緒に避難しましょう!

避難行動要支援者(※)の場合
自分や家族の支援のみでは避難できない人

(※)避難行動要支援者支援制度

災害時に自分で避難することが難しく、避難の支援を必要とする人の氏名や住所、必要な支援、その人の「地域支援者」(避難の補助をしてくれる人)等を名簿登録し、地域で共有。災害時の迅速な支援に役立ちます。現在市内で約5500人が登録しています。

避難

- ・家族の安否確認
- ・ガスの元栓を締め、ブレーカーを切る
- ・非常持ち出し品を持つ
- ・安否が一目でわかるようにする(例:玄関等目立つところにタオルをかける)
- ・隣近所への声かけ(要支援者の支援)

左記の行動を起こす

地震の場合、まずは自分の身を守る揺れが収まるまで待つ

自分で避難できる人の場合
※一般の人も含みます。

災害発生